



平成29年 8月22日
自動車局安全政策課

貸切バス事業者に対する法令遵守状況の調査について ～覆面による添乗調査を実施します～

国土交通省では、貸切バス事業者に対して、国の監査官が営業所における監査や街頭監査を実施しているところですが、更なる輸送の安全確保の状況を確認するため、民間の調査員が一般の利用者を装い、実際に運行する貸切バスに乗り込み、現場でしかわからない適切な休憩時間の確保などの法令遵守状況について調査します。

1. 調査対象者 : 貸切バス事業者
※ 無通告により実施
2. 調査実施者 : 国土交通省から業務委託を受けた民間機関の調査員
3. 実施時期 : 随時
4. 調査項目 : 休憩時間の確保、シートベルトの装着、交替運転者の配置、危険運転の有無、車内及び車外表示など。
5. 実施後の措置 : 添乗調査において法令違反の疑いが確認された事業者に対しては、後日、国による監査を実施します。

【問い合わせ先】

自動車局安全政策課 勝亦、菊池、澤田

代表 : 03-5253-8111 内線 41632,41633

直通 : 03-5253-8566 FAX : 03-5253-1638